anicom
アニコム ホールディングス株式会社

証券コード：8715



第19回
定時株主総会
招集ご通知

ご挨拶

ペットや飼い主、
そして全てのどうぶつのために
アニコムグループでは、社名に掲げた
「ani（命）+communication（相互理解）
＝∞（無限大）」を
企業活動の根源にすえています。



代表取締役 小森と、「家族の一員」であるミーアキャットのみーたん

2000年７月、私は「予防型保険会社」を作るという想いを抱き、アニコムを創業しました。
私が考える「予防型保険会社」とは、「涙を減らし、笑顔を生みだす会社」であり、アニコムのコーポレートビジョンとして掲げています。このビジョンには、保険会社が保有する膨大な症例データをもとにケガや病気の予防情報を提供することで、これらを未然に防ぎ、ペットと飼い主の皆さまへ、笑顔を提供する会社であるべきだという想いを込めています。
現代社会において、人間とともに暮らすペットは「家族の一員」であり、隣にいるだけで明日への活力を与えてくれる存在です。私は、このかけがえのない存在を守るために、どうぶつ特有のケガや病気の予防に向けて取り組んでいきたいと考えています。
アニコムを創業してから19年間、良いときも悪いときも経験してきましたが、お客様の利便性を向上し続けてきた結果、わが国におけるペット保険のリーディングカンパニーとしての地位を確立することができたと考えています。
しかし、私は、この地位に安住するつもりはありません。2019年からをアニコムの第二期創業期と位置づけ、ペット保険のリーディングカンパニーとしての地位をより強固なものとします。ペット保険の販売チャネルは、主力のペットショップチャネルに加え、Webチャネルや譲渡会チャネルなどの多様化を積極的に行ってまいります。また、2018年12月から開始した、「予防型保険会社」ならではのサービスである「どうぶつ健活」にも力を入れてまいります。更には、どうぶつが有する遺伝性疾患の撲滅を目指すため、遺伝子検査事業等も開始しています。

アニコムは、これらのサービスにより「予防型保険会社」としての新たな一歩を踏み出しました。今後も、予防に向けた取組みを常に前に進めていくことで、新たな社会的価値を創出し、持続的な成長を目指してまいります。

アニコム ホールディングス株式会社
代表取締役

小森伸昭

証券コード：8715
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
アニコム ホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 小 森 伸 昭

第19回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年６月21日（金曜日）午後６時までに当社に到着するよう、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、３頁に記載のインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

１．日　　時　2019年６月24日（月曜日）午後２時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

３．目 的 事 項

報 告 事 項
１．2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役４名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠取締役１名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（http://www.anicom.co.jp/）にその内容を掲載いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月24日（月曜日）
午後２時



書面（郵送）で議決権を
行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月21日（金曜日）
午後６時00分到着分まで



インターネットで
議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月21日（金曜日）
午後６時00分入力完了分まで

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

（1）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト（下記URL）」より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

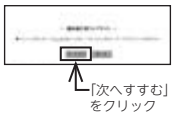

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

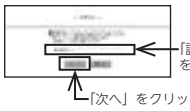

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

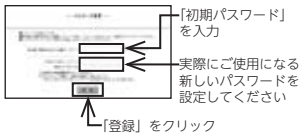

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）行使期限は2019年６月21日（金曜日）午後６時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（4）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（5）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　平日午前９時～午後９時）

≪ ご参考 ≫

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元が重要な経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。これらを踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴ 配当財産の種類

金銭といたします。

⑵ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金5円　総額は101,047,925円

⑶ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月25日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設し、それに伴い、現行定款第15条以下を１条ずつ繰り下げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行 定款	変更案
第1条～第14条　＜条文省略＞	第1条～第14条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条～第50条　＜条文省略＞	第16条～第51条　＜現行どおり＞

第３号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	小森伸昭（こもりのぶあき）	代表取締役	再任
2	福山登志彦（ふくやまとしひこ）	取締役	再任　社外　独立
3	井上幸彦（いのうえゆきひこ）	取締役	再任　社外　独立
4	渋澤健（しぶさわけん）	―	新任　社外　独立



所有する当社の株式数
558,500株
取締役在任年数
18年11ヶ月

候補者番号
1

小森（こもり） 伸昭（のぶあき）（1969年5月2日生） 再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1992年　東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社
2000年　当社設立 代表取締役社長
2017年　株式会社AHB 取締役（現任）
2018年　アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員（現任）
2018年　当社 代表取締役（現任）
(担当)
総括、内部監査室

[重要な兼職の状況]

アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員
株式会社AHB 取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の創業者であり、2000年の設立以来、代表取締役として当社グループの経営全般を統括し経営を牽引。損害保険事業に関する十分な知識・経験に加え、会社経営に必要な広範な知識・経験・判断力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

ー

在任年数

2年

候補者番号

2

福山　登志彦（ふくやま　としひこ）（1951年11月6日生）

再任　社外　独立

［略歴、当社における地位及び担当］

1975年　日本銀行入行
2002年　同行 文書局長
2003年　同行 人事局長
2004年　同行 総務人事局長
2006年　商工組合中央金庫 理事
2008年　財団法人金融情報システムセンター 理事
2011年　日本証券代行株式会社 代表取締役社長
2011年　株式会社ＪＢＩＳホールディングス 代表取締役副社長
2012年　日本証券代行株式会社 会長（現任）
2012年　日本電子計算株式会社 代表取締役会長
2017年　公益財団法人資本市場振興財団 専務理事（現任）
2017年　当社 社外取締役（現任）

［重要な兼職の状況］

公益財団法人資本市場振興財団 専務理事
日本証券代行株式会社 会長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与された経験や、日本銀行の要職を歴任された経験を有しております。こうした経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

ー

在任年数

1年

候補者番号

3

井上（いのうえ） 幸彦（ゆきひこ）（1937年11月4日生）

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年　千葉県警察本部長
1994年　警視総監
2002年　東京ガス株式会社 取締役
2003年　公益財団法人日本盲導犬協会 理事長（現任）
2006年　株式会社朝日工業社 社外取締役（現任）
2014年　株式会社ドンキホーテホールディングス（現 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス） 社外取締役（現任）
2018年　当社 社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

公益財団法人日本盲導犬協会 理事長
株式会社朝日工業社 社外取締役
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、警視庁警視総監等の要職を経験されていることに加え、現在も日本盲導犬協会の理事長等の要職を務められております。こうした経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

ー

候補者番号

4

渋澤（しぶさわ）　健（けん）（1961年4月18日生）

新任

社外

独立

［略歴、当社における地位及び担当］

1984年　財団法人日本国際交流センター 入社
1987年　ファースト・ボストン証券株式会社 入社
1988年　JPモルガン銀行 入社
1992年　JPモルガン証券会社 入社
1994年　ゴールドマン・サックス証券会社 入社
1996年　ムーア・キャピタルマネジメント 入社
2001年　シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 設立 代表取締役（現任）
2007年　株式会社コモンズ（現 コモンズ投信株式会社） 設立
2008年　コモンズ投信株式会社 取締役会長（現任）

［重要な兼職の状況］

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役
コモンズ投信株式会社 取締役会長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、国際経験が豊富であるとともに、ESG投資やSDGsについての造詣も深く、また、長年、金融機関において証券・投資運用業務に携わる中で企業との対話を積極的に行われてきております。こうした経験を通じて培われた同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．福山登志彦氏、井上幸彦氏及び渋澤健氏は、社外取締役候補者であります。福山登志彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年、井上幸彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年であり、渋澤健氏は新任の候補者であります。なお、本議案が承認可決され、社外取締役として選任された場合、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3．社外取締役との責任限定契約について
当社は、福山登志彦氏及び井上幸彦氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、福山登志彦氏及び井上幸彦氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、渋澤健氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役の須田邦之氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式数

―

在任年数

4年

須田　邦之（すだ　くにゆき）（1945年3月17日生）

再任　社外　独立

［略歴、当社における地位］

1968年　東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社
1992年　同社 積立業務部長
1996年　同社 経理部長
1998年　同社 取締役 経理部長委嘱
2000年　同社 常勤監査役
2008年　株式会社かんぽ生命保険 監査委員会事務局統括役
2012年　特定非営利活動法人インテリジェンス研究所 監事（現任）
2015年　当社 監査役（現任）

［重要な兼職の状況］

特定非営利活動法人インテリジェンス研究所 監事

社外監査役候補者とした理由

同氏は、東京海上日動火災保険株式会社における40余年の勤務で培われた経験及び財務・会計に関する相当程度の知見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．須田邦之氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
３．社外監査役との責任限定契約について
当社は、須田邦之氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第５号議案　補欠取締役１名選任の件

取締役４名のうち、社内取締役が小森伸昭氏１名のみになることが予定されていることから、同取締役を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠取締役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数
1,500株

亀井（かめい）　達彦（たつひこ）（1981年4月1日生）

［略歴、当社における地位及び担当］

2003年　金融庁 入庁
2010年　株式会社東京証券取引所 出向
2013年　金融庁 復職
2016年　当社入社
2016年　セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役（現任）
2016年　当社 取締役
2016年　アニコム フロンティア株式会社 取締役
2018年　当社 常務執行役員（現任）
2018年　アニコム先進医療研究所株式会社 取締役（現任）
(担当)
経営企画部、健康寿命延伸部

［重要な兼職の状況］

アニコム先進医療研究所株式会社 取締役
セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 取締役

補欠取締役候補者とした理由

同氏は、金融庁及び株式会社東京証券取引所での勤務経験によって培われた専門的な知識・経験等を有していることに加え、当社入社後は、経営企画部門の担当役員として会社経営の中心的な役割を担っており、補欠取締役として選任をお願いするものであります。

（注）補欠取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

《添付書類》

2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告

１．保険持株会社の現況に関する事項

⑴ 企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

当社グループは、保険持株会社である当社及びアニコム損害保険株式会社をはじめとする連結子会社５社を中心に構成され、損害保険事業（ペット保険事業）を中心に、動物病院支援事業、保険代理店事業、動物医療分野における研究・臨床事業等のサービスを提供しております。

（金融経済環境並びに企業集団を巡るその当該事業年度の経過及び成果）

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易戦争の長期化に伴う外需の景気けん引力の低下、自然災害等による輸出・生産活動の一時的な減退による影響があったものの、堅調な雇用・所得情勢に支えられ、緩やかな景気回復基調で推移しました。

このようななか、当社グループの中核子会社であるアニコム損害保険株式会社では、重点施策と位置付けている「ペット保険のさらなる収益力向上」に向け精力的な営業活動に注力した結果、保有契約数は753,332件（前期末比から54,766件の増加・同7.8％増）と、順調に増加しております。

また、E/I損害率 注1）は新規契約増による商品ポートフォリオの改善や高齢クラスターの料率改定の効果により59.0％と前年同期比で0.2pt改善いたしました。既経過保険料ベース事業費率 注2）は、引き続き規模拡大に向けた投資を行っているなか、費用の一部圧縮等により34.5％と前年同期比で0.7pt改善いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は前年同期比で0.9pt改善し93.5％となりました。

もうひとつの重点施策である「予防に向けた取り組み強化（新規事業の果実を確かなものに）」に関しては、これまでに投資を進めてきた人材・設備・データを活用し、１つでも多くの疾病を１秒でも早くなくすことができるよう、引き続き取り組んでいるところであり、特に遺伝病撲滅に向けては、遺伝子解析といった科学・技術・データに医療などをトータルでサポートすることに加え、腸内フローラ測定によるどうぶつの健康チェックの普及、共生細菌をキーにしたフード開発、生活習慣コンサル等の事業化を進めております。また、どうぶつ医療における高度先進医療（細胞治療、再生医療）を実用化し、拡大を図るとともに、カルテ管理システム事業の拡大（予約システム等の機能の充実）等とあわせ、データのさらなる活用による予防法の開発、ペット関連事業の海外展開を目指しております。

以上の結果、当社グループにおける連結成績は次のとおりとなりました。

保険引受収益34,535百万円（前期比10.4％増）、資産運用収益383百万円（同8.8％減）、新規事業等を含むその他経常収益910百万円（同44.8％増）を合計した経常収益は35,829百万円

（同10.8%増）となりました。一方、保険引受費用24,071百万円（同10.6%増）、営業費及び一般管理費9,112百万円（同7.5%増）などを合計した経常費用は33,550百万円（同10.1%増）となりました。この結果、経常利益は2,278百万円（同23.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,610百万円（22.0%増）となりました。

注１）E/I損害率：発生ベースでの損害率。
（正味支払保険金＋支払備金増減額＋損害調査費）÷既経過保険料にて算出。
注２）既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する発生ベースの事業費率。損保事業費÷既経過保険料にて算出。

(対処すべき課題)

近年、日本国内では、ペットの飼育世帯数の伸び悩みに加え、ブリーダーの高齢化・減少などの理由により、犬の飼育頭数の逓減傾向が続いています。また、現在、国内のペット保険事業には、当社グループを含む損害保険業の免許を受けた５社に、少額短期保険業者の10社を加えた15社が参入しており、競争環境が厳しい状況となっています。

一方で、国内のペット産業全体の市場規模は、毎年、拡大し続けており、2018年には約１兆５千億円を超え、ペット保険市場についても2018年のペット保険の普及率は約９％の水準まで伸長しています。これは、現代社会において、私たち人間とともに暮らすペットは、「家族の一員」であるという意識の高まりがあることに加え、ペットとして飼育するどうぶつも、以前から人気の犬や猫のほか、ハリネズミやチンチラなどのいわゆるエキゾチックアニマルと呼ばれるどうぶつ種にも広がっていることが背景にあると考えられます。

当社グループでは、こうした社会情勢の変化や顧客のニーズを逃すことなく的確に捉え、新たな社会的価値を創出し続けていくことで、持続的な成長を目指していきます。

①ペット保険事業について

当社グループのペット保険の保有契約数は約75万件（前期末比7.8%増）となっており、順調に増加するともに、前述のとおり、国内のペット保険の普及率についても2018年には約９％の水準まで伸長しています。しかしながら、ペット保険の先進国である英国やスウェーデンと比較すると未だ低水準と言え、引き続き、成長途上の市場であると考えています。よって、引き続き、当社グループが提供するペット保険が、“どうぶつの健康保険制度”として社会に広く認知・利用されるためのマーケティングやＰＲを強化するとともに、他社の保険商品と比較し、独自性・優位性の有する魅力ある保険商品を提供していくことが重要であり、これがペット保険事業の収益力の更なる向上へ繋がっていくものと考えています。

そのため、ペット保険販売の最重要ターゲットであるペットショップチャネルに加え、既に飼育されているペットをターゲットとした一般チャネルの営業等を強化し、ペットショップチャネルと双璧をなす営業の主軸として成長させていきます。具体的な施策として、Webや動物病院等を通じた販売戦略を構築するとともに、当該戦略を実行するためのマーケティングやＰＲを

強化していきます。このほか、近年、ペット飼育者が、ペットをブリーダーから直接に家族にお迎えする機会が多くなってきていること、犬の飼育頭数が逓減する一方で、猫の飼育頭数は逓増しており、保護猫の譲渡会等を通じて家族にお迎えする機会が多くなってきていることから、これらの事業者との関係を強化し、ペット保険の重要性を理解して頂くことで、新たなチャネル化や保険の付保率向上に繋げていきます。

また、2018年12月からは、「予防型保険会社」を目指す当社グループ独自のサービスである「どうぶつ健活」を開始しています。これは、どうぶつの腸内フローラ測定の結果から、病気のなりやすさを判定し、その結果に応じて、無料で健康診断が受けられるサービスです。この「どうぶつ健活」を当社グループが提供する保険商品に付帯し(※)、他社が提供する保険商品との差別化を行っています。こうした保険商品の独自性・優位性をお客様に伝えるための取組みを強化していくことで、保険事業のさらなる拡大を目指します。

※「どうぶつ健活」は、「どうぶつ健保ふぁみりぃスタンダードタイプ」「どうぶつ健保べいびぃ」「どうぶつ健保すまいるふぁみりぃ」「どうぶつ健保はっぴぃ」が対象です。但し、腸内フローラ測定はすべてのどうぶつが対象ですが、健康診断サービスの対象は犬・猫に限ります。

②ペットの飼育頭数について

前述の犬の飼育頭数が逓減しているといった課題に対しては、当社グループが提供するブリーディングサポート等を通じて対処していきたいと考えています。具体的には、当社グループでは、どうぶつが有する遺伝性疾患の撲滅を目的とした遺伝子検査事業を開始しており、主要なペットショップやブリーダー等を通じて販売されるペットの遺伝子検査を当社グループのラボにて実施しています。こうした遺伝子検査により蓄積されたデータを活用したブリーディングに係る科学的なサポートや医療などをトータルでサポートすることにより、ブリーディング現場における様々な課題を解決し、ひいては、健康なペットの流通を促し、ペット飼育者のペットの病気やケガなどへの不安を少しでも解消することで、飼育頭数の増加に繋げていきたいと考えています。また、こうしたブリーディングサポートにより、ブリーダーの収益機会を向上させ、ブリーダー数の減少に歯止めをかける施策にも取り組んでいきます。更に、ペット飼育者が病気や高齢になった場合や、ペットが高齢となり介護が必要となった場合等に、やむを得ずペットの飼育ができなくなることへの対応として、ペット飼育者の代わりにペットを飼育する老犬ホームや終生飼育施設（シェルター）などを運営することで、ペット飼育者が安心してペットを飼育できる環境を構築し、飼育頭数の増加に繋げていきたいと考えています。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	26,506	28,978	32,339	35,829
経常利益	2,129	2,372	1,853	2,278
親会社株主に帰属する当期純利益	1,399	1,558	1,320	1,610
包括利益	1,277	1,580	1,292	1,588
純資産	10,699	12,281	13,587	22,234
総資産	25,192	28,123	31,164	42,390

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	1,555	1,744	1,382	1,374
受取配当金	600	600	－	1
保険業を営む子会社等	600	600	－	－
その他の子会社等	－	－	－	1
当期純利益	647	137	182	90
1株当たり当期純利益	36円20銭	7円69銭	10円14銭	4円78銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	10,048	10,313	10,370	17,654
保険業を営む子会社等株式等	7,214	7,214	7,214	10,214
その他の子会社等株式等	1,293	1,019	1,423	2,064

(注)「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況(2019年3月31日現在)

① 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区	2000年7月5日

(注)会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

② 子会社

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
アニコム損害保険株式会社	本社	東京都新宿区	2006年1月26日
アニコム パフェ株式会社	本社	東京都新宿区	2004年12月24日
アニコム フロンティア株式会社	本社	東京都新宿区	2005年2月25日
アニコム先進医療研究所株式会社	本社	東京都新宿区	2014年1月24日
アニコム キャピタル株式会社	本社	東京都新宿区	2015年7月7日

（注）いずれの子会社も、会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

⑷ 企業集団の使用人の状況（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減（△）
使用人	466名	539名	73名

（注）1．使用人は就業人員（当社グループ外からの出向者を含む）であり、兼務役員、休職者、当社グループ外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2．当社グループにおいては、損害保険事業の経常収益、経常利益及び資産の金額が、全セグメントのそれぞれの合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業セグメント別情報の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
使用人	25名	30名	5名	38.4歳	7.0年	859千円

（注）1．使用人は就業人員（社外からの出向者を含む）であり、兼務役員、休職者、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2．平均年齢及び平均勤続年数は小数第２位を切り捨てて小数第１位まで表示しております。
3．平均勤続年数は当社グループにおける在籍期間を通算しております。
4．平均給与月額は基準外給与を含んでおります。

⑸ 企業集団の主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

① 当社の主要な借入先の状況
該当事項はありません。

② 子会社等の主要な借入先の状況
該当事項はありません。

⑹ 企業集団の資金調達の状況

当社は2018年８月15日に開催した取締役会の決議に基づき、同年９月３日に行使価格修正条項付第６回新株予約権を発行し、2019年１月９日をもって当該新株予約権が全て行使されたことにより66億57百万円の資金を調達いたしました。

⑺ 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

設備投資の総額	599百万円

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

⑻ 重要な親会社及び子会社等の状況（2019年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
アニコム損害保険株式会社	東京都新宿区	損害保険事業	2006年1月26日	6,550百万円	100%	－
アニコム パフェ株式会社	東京都新宿区	動物病院支援事業	2004年12月24日	495百万円	100%	－
アニコム フロンティア株式会社	東京都新宿区	保険代理店業及び有料職業紹介事業	2005年2月25日	45百万円	100%	－
アニコム先進医療研究所株式会社	東京都新宿区	動物医療分野における研究・臨床事業	2014年1月24日	450百万円	100%	－
アニコム キャピタル株式会社	東京都新宿区	ベンチャー・キャピタル事業	2015年7月7日	100百万円	100%	－

⑼ 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

⑽ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況（2019年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小森伸昭	代表取締役 担当：総括、内部監査室	アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員 株式会社AHB 取締役	－
戸田雄三	取締役 （社外取締役）	一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長 内閣官房 健康・医療戦略室 参与	－
福山登志彦	取締役 （社外取締役）	公益財団法人資本市場振興財団 専務理事 日本証券代行株式会社 会長	－
井上幸彦	取締役 （社外取締役）	公益財団法人日本盲導犬協会 理事長 株式会社朝日工業社 社外取締役 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役	－
岩本康一郎	監査役 （社外監査役）	岩本法律事務所 弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役	－
須田邦之	監査役 （社外監査役）	特定非営利活動法人インテリジェンス研究所 監事	－
須田一夫	常勤監査役	セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 監査役 アニコム パフェ株式会社 監査役 アニコム フロンティア株式会社 監査役 アニコム先進医療研究所株式会社 監査役	－
武見浩充	監査役 （社外監査役）	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授	－

（注）１．社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第２条第３項第５号に定める社外役員であることを示しております。

２．当社は、取締役戸田雄三氏、福山登志彦氏及び井上幸彦氏並びに監査役岩本康一郎氏、須田邦之氏及び武見浩充氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。

(1) 2018年6月27日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって、取締役百瀬由美子氏、平井聡氏及び亀井達彦氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 2018年6月27日開催の第18回定時株主総会において、井上幸彦氏が取締役に選任され就任いたしました。

４．当該事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。

(1) 代表取締役小森伸昭氏は、2018年6月28日付で、アニコム先進医療研究所株式会社 取締役を退任いたしました。

(2) 取締役戸田雄三氏は、2018年6月28日付で、富士フイルムホールディングス株式会社 取締役・CTO及び富士フイルム株式会社 取締役副社長・CTOを退任いたしました。

(3) 監査役岩本康一郎氏は、2018年11月27日付で、ライツ法律特許事務所を退所し、岩本法律事務所の弁護士に就任いたしました。

(4) 監査役須田一夫氏は、2019年１月18日付で、アニコム先進医療研究所株式会社の監査役に、2019年１月21日付でアニコム パフェ株式会社及びアニコム フロンティア株式会社の監査役に就任いたしました。

５．監査役須田邦之氏は、損害保険会社での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2019年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
専務執行役員	百瀬　由美子	コンプライアンス推進部・リスク管理部・人事管理部
常務執行役員	亀井　達彦	経営企画部・健康寿命延伸部
執行役員	大久保　弘二	財務経理部

⑵　会社役員に対する報酬等

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取　締　役	7名	101百万円	300百万円
監　査　役	4名	27百万円	100百万円

（注）１．支給人数には、2018年６月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名が含まれております。
２．取締役のうち３名は子会社であるアニコム損害保険株式会社の業務執行取締役を兼務しております。当該取締役に対しては上記とは別に当該子会社から合計49百万円の報酬が支払われております。
３．取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての給与その他の職務遂行の対価４百万円を含みません。

⑶　責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
戸田　雄三（社外取締役）	当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏と同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第１項に定める「最低責任限度額」であります。
福山　登志彦（社外取締役）	当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏と同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第１項に定める「最低責任限度額」であります。
井上　幸彦（社外取締役）	当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏と同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第１項に定める「最低責任限度額」であります。
岩本　康一郎（社外監査役）	当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏と同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第１項に定める「最低責任限度額」であります。
須田　邦之（社外監査役）	当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏と同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第１項に定める「最低責任限度額」であります。
武見　浩充（社外監査役）	当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏と同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第１項に定める「最低責任限度額」であります。

3．社外役員に関する事項

⑴　社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
戸　田　雄　三 （社外取締役）	一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム 代表理事・会長 内閣官房 健康・医療戦略室 参与
福　山　登志彦 （社外取締役）	公益財団法人資本市場振興財団 専務理事 日本証券代行株式会社 会長
井　上　幸　彦 （社外取締役）	公益財団法人日本盲導犬協会 理事長 株式会社朝日工業社 社外取締役 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 社外取締役
岩　本　康一郎 （社外監査役）	岩本法律事務所 弁護士 アニコム キャピタル株式会社 監査役
須　田　邦　之 （社外監査役）	特定非営利活動法人インテリジェンス研究所 監事
武　見　浩　充 （社外監査役）	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授

（注）1．社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第２条第３項第５号に定める社外役員であることを示しております。
2．アニコム キャピタル株式会社は、当社の完全子会社であります。
3．当社と一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム、内閣官房 健康・医療戦略室、公益財団法人資本市場振興財団、日本証券代行株式会社、公益財団法人日本盲導犬協会、株式会社朝日工業社、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス、岩本法律事務所、特定非営利活動法人インテリジェンス研究所及び千葉商科大学大学院との間に重要な取引関係はありません。

⑵　社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
戸　田　雄　三 （社外取締役）	1年 9ヶ月	当年度に開催した20回の取締役会のうち、17回に出席しました。	長年にわたり富士フイルムグループでの要職を経験されていることによって培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。
福　山　登志彦 （社外取締役）	1年 9ヶ月	当年度に開催した20回の取締役会の全てに出席しました。	日本電子計算株式会社の代表取締役会長として会社経営に関与された経験や、日本銀行の要職を経験されたことによって培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。
井　上　幸　彦 （社外取締役）	9ヶ月	同氏の取締役就任後、当年度に開催した14回の取締役会のうち9回に出席しました。	警視庁警視総監等の要職を経験されていることに加え、日本盲導犬協会の理事長等の要職を務められていることによって培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
岩　本　康一郎 （社外監査役）	10年 7ヶ月	当年度に開催した20回の取締役会の全てに、また21回の監査役会の全てに出席しました。	弁護士として法律に関する専門家の見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
須　田　邦　之 （社外監査役）	3年 9ヶ月	当年度に開催した20回の取締役会の全てに、また21回の監査役会の全てに出席しました。	長年の損害保険会社勤務及び財務・会計に関する専門的な知識・経験に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
武　見　浩　充 （社外監査役）	1年 9ヶ月	当年度に開催した20回の取締役会のうち18回に、また21回の監査役会のうち20回に出席しました。	コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見・経験に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。

⑶　社外役員に対する報酬等

	支給人員	保険持株会社から受けている報酬等	保険持株会社の親会社等から受けている報酬等
報酬等合計	6名	26百万円	なし

（注）社外役員に対する報酬等の支給対象者は、取締役３名、監査役３名であります。

⑷　社外役員の意見

該当事項はありません。

4．株式に関する事項

⑴ 株式数（2019年３月31日現在）

発行可能株式総数　　普通株式　48,000,000株
発行済株式の総数　　普通株式　20,211,480株

（注）普通株式の発行済株式総数の増加2,183,480株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加2,128,200株及び譲渡制限付株式の付与に伴う新株の発行による増加55,280株であります。

⑵ 当年度末株主数

普通株式　　3,275名

⑶ 大株主（2019年３月31日現在）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,033	15.0
KOMORIアセットマネジメント株式会社	1,220	6.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,198	5.9
CBC株式会社	756	3.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	591	2.9
小森伸昭	558	2.8
ソニー損害保険株式会社	533	2.6
TAIYO HANEI FUND,L.P.	509	2.5
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	444	2.2
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	444	2.2

（注）　持株比率は、自己株式（1,895株）を控除して計算しております。

5．新株予約権等に関する事項

⑴ 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要				新株予約権等を有する者の数
	回次（行使価額）	行使期間	個数	株数	
監査役	第5回新株予約権（3,392円）	2017年９月１日から2020年８月31日まで	20個	2,000株	1名

⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　臼倉　健司 指定有限責任社員　日下部　恵美	25百万円	－

（注）１．新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

２．当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は33百万円です。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑵ 責任限定契約

該当事項はありません。

⑶ 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」については、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める事由に該当すると認める場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人の能力・体制、監査遂行状況とその結果、又は独立性等について、監査役会の定める評価基準に従って総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合、その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、グループの取締役及び使用人（以下、役職員という）が遵守すべき基準として「グループ倫理規範」を定め、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。また、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、以下のとおりコンプライアンス体制を整備する。

(a) コンプライアンスを統括する部署を設置する。

(b) 「グループコンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。

(c) 「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件および不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。

(d) 当社は、法令または社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。

② 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。

③ 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。

④ 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑤ 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社及びグループ会社において、実効性のある内部監査体制を整備する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

⑶ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、以下のとおりリスク管理体制を整備する。

(a) リスク管理の統括部署を設置する。

(b) 定期的に開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。

(c) リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
(d) 子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。

② 当社は、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させ、それにより保険契約者をはじめとするステーク・ホルダーの利益保護に資することを目的として、グループの統合的リスク管理に関する方針を定める。

③ 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

⑷ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、グループの中期経営計画及び年度計画を策定する。

② 当社は、業務分担及び指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。

③ 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。

④ 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
(a) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
(b) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
(c) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の業績評価
(d) 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系及び水準
(e) コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況

⑤ 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性及び企業価値の向上の実現を図る。

⑥ 当社は、上記のほか、当社及びグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

⑸ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

⑹ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

② 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。

③ グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。

④ 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。

⑤ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役事務局を設置する。監査役事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。

② 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

③ 当該職員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

⑻ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに監査役に報告した者が報告したことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

① 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し、重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

② 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。

③ 当社は、当社及びグループ会社において、監査役に①または②の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

④ 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

⑼ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

⑽ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。

② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。

③ 監査役は、子会社監査役に対して積極的に意思疎通及び情報の交換を図るなど、子会社監査役との連携を密にし、監査の効率性を高める。

④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。

⑤ 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

⑥ 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

⑾　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認しており、必要に応じ社内諸規則、業務フロー等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を高めるよう努めております。

また、内部監査室は独立かつ客観的な立場から、ガバナンスプロセス、コンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性及び有効性の検証を行っております。常勤監査役については、監査役監査のほか、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視をしております。

9．特定完全子会社に関する事項

当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アニコム損害保険株式会社
特定完全子会社の住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー39階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,214百万円
当社の総資産額	17,654百万円

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12．その他

利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、中期経営計画2019-2021で掲げた株主還元方針において、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくこととしております。これらを踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、１株につき５円00銭の株主配当を行うことを予定しております。

なお、次期以降の配当につきましては、株主還元方針に則り、引き続き中長期の事業計画等とのバランスを考慮したうえで配当額を決定する方針であり、現時点での配当額は未定であります。

2018年度（2019年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	29,643	保険契約準備金	16,041
有価証券	4,660	支払備金	2,148
貸付金	225	責任準備金	13,893
有形固定資産	1,367	その他負債	3,867
土地	508	未払法人税	610
建物	440	未払金	1,543
リース資産	27	仮受金	1,484
その他の有形固定資産	391	その他の負債	228
無形固定資産	1,506	賞与引当金	191
ソフトウエア	811	特別法上の準備金	54
ソフトウエア仮勘定	592	価格変動準備金	54
のれん	102	負債の部合計	20,156
その他資産	4,344	（純資産の部）	
未収金	1,895	株主資本	22,233
未収保険料	445	資本金	7,950
仮払金	1,396	資本剰余金	7,840
その他の資産	606	利益剰余金	6,443
繰延税金資産	718	自己株式	△0
貸倒引当金	△76	その他の包括利益累計額	△150
		その他有価証券評価差額金	△150
		新株予約権	151
		純資産の部合計	22,234
資産の部合計	42,390	負債及び純資産の部合計	42,390

2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	35,829
保険引受収益	34,535
正味収入保険料	34,535
資産運用収益	383
利息及び配当金収入	154
有価証券売却益	228
その他経常収益	910
その他の経常収益	910
経常費用	33,550
保険引受費用	24,071
正味支払保険金	18,456
損害調査費	1,003
諸手数料及び集金費	3,077
支払備金繰入額	196
責任準備金繰入額	1,336
資産運用費用	10
有価証券売却損	6
有価証券評価損	3
営業費及び一般管理費	9,112
その他経常費用	356
支払利息	0
持分法投資損失	108
その他の経常費用	247
経常利益	2,278
特別利益	16
新株予約権戻入益	16
特別損失	19
固定資産処分損	7
特別法上の準備金繰入額	6
価格変動準備金繰入額	6
その他	6
税金等調整前当期純利益	2,275
法人税及び住民税等	752
法人税等調整額	△87
法人税等合計	665
当期純利益	1,610
親会社株主に帰属する当期純利益	1,610

2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,443	4,333	4,770	△0	13,546
当期変動額					
新株の発行	3,506	3,506			7,013
剰余金の配当			△90		△90
親会社株主に帰属する当期純利益			1,610		1,610
自己株式の取得				△0	△0
持分法の範囲の変動			153		153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	3,506	3,506	1,673	△0	8,687
当期末残高	7,950	7,840	6,443	△0	22,233

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△128	△128	169	13,587
当期変動額				
新株の発行				7,013
剰余金の配当				△90
親会社株主に帰属する当期純利益				1,610
自己株式の取得				△0
持分法の範囲の変動				153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22	△22	△18	△40
当期変動額合計	△22	△22	△18	8,646
当期末残高	△150	△150	151	22,234

連結注記表

＜金額の記載＞

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞

1．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の数　５社

連結子会社の名称

アニコム損害保険株式会社
アニコム パフェ株式会社
アニコム フロンティア株式会社
アニコム先進医療研究所株式会社
アニコム キャピタル株式会社

⑵ 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社は、anicom（動物健康促進クラブ）であります。

非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法適用会社の数　５社

持分法適用会社の名称

セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社
香港愛你康有限公司
上海愛妮康動物医療有限公司
株式会社AHB
株式会社EPARKペットライフ

株式会社AHBについては議決権比率が上昇したこと、株式会社EPARKペットライフについては新たに出資したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

⑵ 非連結子会社anicom（動物健康促進クラブ）については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

② その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、販売用ソフトウエアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、のれんについては、その効果が及ぶと見積もられる期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産

当社及び連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権等の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乗じた額を引当てております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 価格変動準備金

損害保険子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

⑷ 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産（仮払金）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

⑸ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

＜連結貸借対照表関係＞

有形固定資産の減価償却累計額	786百万円

＜連結損益計算書関係＞

事業費の主な内訳は次のとおりであります。

給与	3,266百万円
広告費	1,008百万円
外注委託費	1,779百万円
代理店手数料等	3,077百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

＜連結株主資本等変動計算書関係＞

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1	18,028,000	2,183,480	－	20,211,480
合　　計	18,028,000	2,183,480	－	20,211,480
自己株式				
普通株式 (注) 2	610	1,285	－	1,895
合　　計	610	1,285	－	1,895

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,183,480株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加2,128,200株及び譲渡制限付株式の付与に伴う新株の発行の増加55,280株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数増加1,285株は、譲渡制限付株式の無償取得1,265株及び単元未満株式の買取り20株であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区　分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	普通	－	－	－	－	151
	合　　計	－	－	－	－	－	151

3．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日定時株主総会	普通株式	90百万円	5円	2018年3月31日	2018年6月28日
計		90百万円			

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年６月24日開催の第19回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

（イ）配当の総額 101百万円

（ロ）配当の原資 利益剰余金

（ハ）１株当たり配当金 5円

（ニ）基準日 2019年３月31日

（ホ）効力発生日 2019年６月25日

＜金融商品関係＞

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

②信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

アニコム損害保険株式会社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
⑴ 現金及び預貯金	29,643	29,643	－
⑵ 有価証券			
その他有価証券	3,745	3,745	－
⑶ 貸付金	225	222	△2
⑷ 未収金（*）	1,843	1,843	－
資　産　計	35,457	35,454	△2

(*)未収金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

⑴ 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

⑵ 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格または取引金融機関から提示された価格等によっております。

また投資信託及び投資法人の投資口については、公表または資産運用会社から提示される基準価格等によっております。

⑶ 貸付金

貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、連結貸借対照表の貸付金は持分法適用に伴う投資損失を直接減額しております。

⑷ 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「⑵ 有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額915百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

＜賃貸等不動産関係＞

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

損害保険子会社では、東京都において賃貸不動産（土地及び建物）を、また兵庫県において遊休不動産（土地）を所有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	期末時価
639	673

＜１株当たりの情報＞

1．１株当たりの純資産額	1,092円69銭
2．１株当たりの当期純利益金額	84円72銭
3．潜在株式調整後１株当たりの当期純利益金額	84円03銭

＜その他の注記＞

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
繰越欠損金	112
責任準備金	309
anicom（動物健康促進クラブ）税務調整額	1
未払事業税	35
賞与引当金	54
減価償却費超過額	28
支払備金	63
新株予約権	43
貸倒引当金	22
貸付金	74
その他有価証券評価差額金	58
その他	50
繰延税金資産小計	855
評価性引当額	△136
繰延税金資産合計	718

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：%）

法定実効税率	30.9
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
住民税均等割	0.4
評価性引当金の増減	0.2
税額控除	-
連結子会社との税率差異	△2.6
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.2

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

営業費及び一般管理費の株式報酬費用　　ー百万円

2．ストック・オプションの内容

	アニコム ホールディングス株式会社 第　4　回 ストック・オプション	アニコム ホールディングス株式会社 第　5　回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　4名 当社監査役　2名 当社子会社取締役　6名 当社子会社監査役　3名 当社従業員　3名 当社子会社従業員　187名 当社顧問　1名 当社子会社顧問　1名	当社取締役　2名 当社子会社取締役　8名 当社従業員　16名 当社子会社従業員　362名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 525,600株	普通株式 227,700株
付与日	2008年８月31日	2015年８月31日
権利確定条件	定め無し	定め無し
対象勤務期間	定め無し	定め無し
権利行使期間	2010年９月１日から 2018年８月30日まで	2017年９月１日から 2020年８月31日まで

（注）付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

⑴ ストック・オプションの数

	アニコム ホールディングス株式会社 第４回 ストック・オプション	アニコム ホールディングス株式会社 第５回 ストック・オプション
権利確定前（株）		
当連結会計年度期首	－	－
付与	－	－
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	－	－
権利確定後（株）		
当連結会計年度期首	132,800	177,000
権利確定	－	－
権利行使	126,400	1,800
失効	6,400	22,100
未行使残	－	153,100

（注）付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

⑵ 単価情報

	アニコム ホールディングス株式会社 第４回 ストック・オプション	アニコム ホールディングス株式会社 第５回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1,000	3,392
行使時平均株価（円）	3,987	3,993
付与日における公正な評価単価（円）	－	990

（注）付与後に実施された株式分割を考慮した上で、権利行使価格を調整しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

2018年度（2019年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	4,813	流動負債	553
現金及び預金	3,813	未払金	95
前払費用	195	リース債務	5
未収入金	804	未払法人税等	431
固定資産	12,841	預り金	13
有形固定資産	84	賞与引当金	6
建物	13	固定負債	443
工具、器具及び備品	52	リース債務	12
リース資産	17	預り保証金	431
無形固定資産	72	負債合計	996
ソフトウエア	72	（純資産の部）	
投資その他の資産	12,684	株主資本	16,506
関係会社株式	12,278	資本金	7,950
敷金	457	資本剰余金	7,840
繰延税金資産	41	資本準備金	7,840
投資損失引当金	△93	利益剰余金	716
		その他利益剰余金	716
		繰越利益剰余金	716
		自己株式	△0
		新株予約権	151
		純資産合計	16,658
資産合計	17,654	負債及び純資産合計	17,654

2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
経営管理料	1,372	
関係会社受取配当金	1	1,374
営業費用		
販売費及び一般管理費		1,207
営業利益		167
営業外収益		
受取利息	0	
その他	0	0
営業外費用		
投資損失引当金繰入額	44	
その他	0	44
経常利益		123
特別利益		
新株予約権戻入益	6	6
特別損失		
固定資産除売却損	4	
その他	1	5
税引前当期純利益		123
法人税、住民税及び事業税		43
法人税等調整額		△10
法人税等合計		33
当期純利益		90

2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,443	4,333	4,333	715	715
当期変動額					
新株の発行	3,506	3,506	3,506		
剰余金の配当				△90	△90
当期純利益				90	90
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	3,506	3,506	3,506	0	0
当期末残高	7,950	7,840	7,840	716	716

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△0	9,492	169	9,662
当期変動額				
新株の発行		7,013		7,013
剰余金の配当		△90		△90
当期純利益		90		90
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△18	△18
当期変動額合計	△0	7,014	△18	6,995
当期末残高	△0	16,506	151	16,658

個別注記表

＜金額の記載＞

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴ 関係会社株式　移動平均法に基づく原価法によっております。

⑵ その他有価証券

（時価のあるもの）　決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

（時価を把握することが極めて困難と認められるもの）　移動平均法に基づく原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　：8～15年

工具、器具及び備品：4～10年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

⑶ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

⑴ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

⑵ 投資損失引当金

関係会社等の投資に係る損失に備えるため将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

＜表示方法の変更＞

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を当事業年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額	184百万円
2．関係会社に対する金銭債権債務	
⑴ 短期金銭債権	803百万円
（うち未収入金）	(803百万円)
⑵ 短期金銭債務	33百万円
（うち未払金）	(33百万円)

<損益計算書に関する注記>

1．関係会社との取引高

関係会社からの経営管理料	1,372百万円
関係会社からの受取配当金	1百万円

2．特別損失の内訳

固定資産除売却損の内訳

工具、器具及び備品	0百万円
ソフトウエア	4百万円
	4百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　1,895株

<税効果会計に関する注記>

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	0百万円
未払事業税	4百万円
賞与引当金	2百万円
投資損失引当金	28百万円
関係会社評価損	162百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	205百万円
評価性引当額	△164百万円
繰延税金資産合計	41百万円
繰延税金資産の純額	41百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	（単位：%）
法定実効税率	30.9
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2
住民税均等割	0.5
評価性引当金の増減	△1.3
法人税等還付	△3.1
その他	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.7

（注）「anicom（動物健康促進クラブ）」を含めて法人税の申告を行っているため、上記の金額及び率は「anicom（動物健康促進クラブ）」の税務調整が含まれております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	アニコム損害保険株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務1名	経営管理料(注) 2	1,347	—	—
				連結法人税	604	未収入金	604
				増資の引受(注) 3	3,000	—	—
子会社	アニコム パフェ株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務3名	経営管理料(注) 2	14	—	—
子会社	アニコム フロンティア株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務4名	経営管理料(注) 2	1	—	—
子会社	アニコム先進医療研究所株式会社	直接 100%	経営指導 役員兼務4名	経営管理料(注) 2	9	—	—
				増資の引受(注) 4	300	—	—
関連会社	香港愛你康有限公司	直接 49%	なし	増資の引受(注) 5	28	—	—
関連会社	株式会社EPARKペットライフ	直接 24%	なし	増資の引受(注) 6	200	—	—

(注) 1．取引金額は税抜き、期末残高は税込みで表示しております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が受託する経営指導及び業務支援内容等を勘案した上で、子会社の事業規模等により決定しております。

3．当社がアニコム損害保険株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

4．当社がアニコム先進医療研究所株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

5．当社が香港愛你康有限公司の増資に際し出資したものであります。

6．当社が株式会社EPARKペットライフの行った株主割当増資を1株200,000円で引き受けたものであります。

＜1株当たり情報に関する注記＞

1．1株当たり純資産額	816円76銭
2．1株当たり当期純利益金額	4円78銭
3．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	4円74銭

＜重要な後発事象に関する注記＞

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年５月17日

アニコム ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　臼倉健司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部恵美 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アニコム ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年５月17日

アニコム ホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　臼倉 健司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部 恵美 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第１９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

⑴　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

⑵　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

⑶　財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑷　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月17日

アニコム ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　須　田　一　夫　㊞

監　査　役　岩　本　康一郎　㊞

監　査　役　須　田　邦　之　㊞

監　査　役　武　見　浩　充　㊞

（注）　監査役　岩本康一郎、須田邦之、及び武見浩充は、会社法第２条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

主要経営パラメーター

経常収益 (百万円)

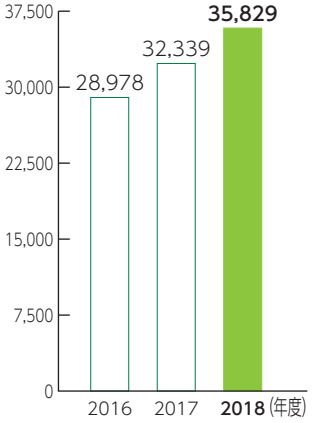

経常利益 (百万円)

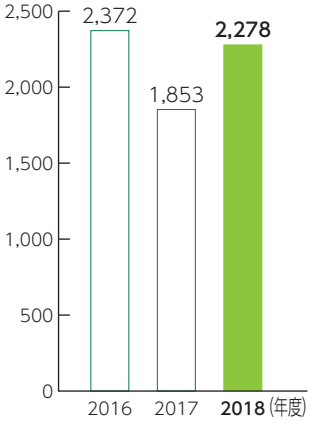

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

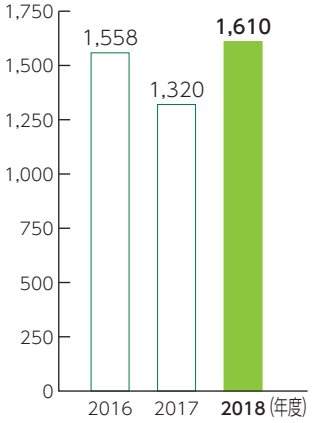

メ　モ

定　時　株　主　総　会
会　場　ご　案　内

会場　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
郵便番号　160－0023
電　　話　03（3362）4792

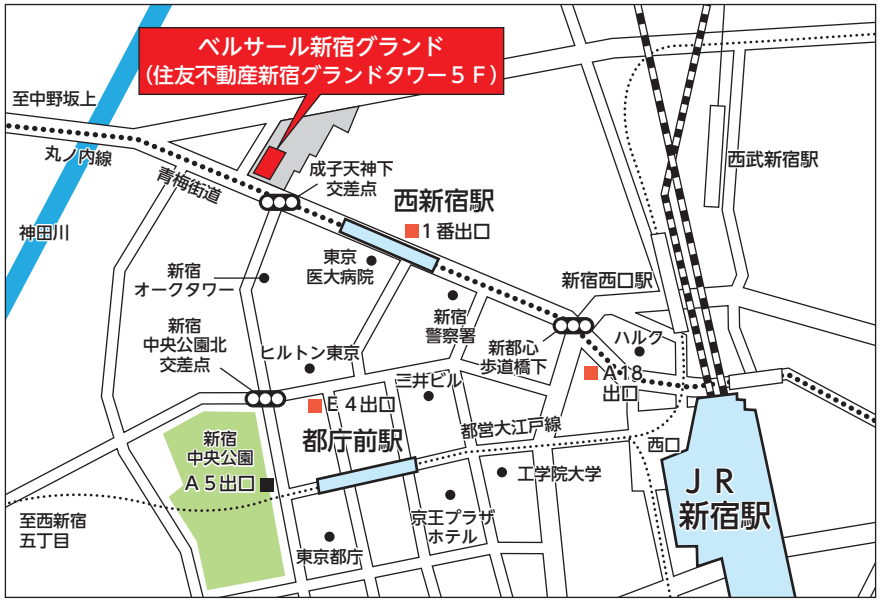

■東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」１番出口　徒歩約３分
■都営大江戸線「都庁前駅」Ｅ４出口　徒歩約７分
■JR線・京王線・小田急線「新宿駅」西口　徒歩約15分